

公募公示

下記のとおり公募に付します。

令和3年11月15日

記

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表示書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思表示書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 タクシー乗用伝票利用契約
- (2) 業務内容 日本中央競馬会京都競馬場（以下「当場」という。）にタクシー乗用伝票（料金後払いチケット。以下「乗用伝票」という。）を供給、使用に応じて精算事務を行うもの。
- (3) 契約期間 令和4年1月1日～令和5年12月31日

2. 当該招請の主旨

本業務は、当場におけるタクシーの業務利用に際し、事前に乗用伝票を供給、当場の使用に応じた利用実績を月毎に集計し、「タクシー使用明細書」及び「請求書」を作成の上、当場に提出、精算事務を行うものである。下記3の応募要件を満たし、かつ、本業務の実施を希望する者の参加意思を確認する目的で参加意思表示書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者との契約手続に移行する予定である。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 「令和3-5年度日本中央競馬会の物品等調達に係る競争参加資格審査」において、「契約の種類」が「役務等」であって「業種区分」が「ハイヤータクシー」の登録があり、いずれかの等級に格付された者であること。
- ② 事業の種類別として「一般乗用旅客用自動車運送事業」の許可を、営業区域として「京都市」又は「大阪市」の許可を得ている事業者（福祉タクシーのみの許可は除く。以下「認可事業者」という。）のタクシーを利用できる乗用伝票を提供できること。
- ③ 参加意思表示書の提出以前に他入札・契約に関して日本中央競馬会の競争入札参加停止措置等を受けた場合は、本公募に関する一切を無効とする。
- ④ なお、上記①及び②に該当する事業者からの委任により、当該事業者の乗車伝票発行・請求・代金受払業務を代行する組合・委員会等の団体（以下「組合等団体」という。）についても応募を可とする。
- ⑤ その他の要件については、「参加資格要件・仕様説明書」に記載する。

(2) 業務要件

- ① 24時間配車可能なタクシーを利用できる乗用伝票を供給すること。
- ② 本契約に係る事務手数料は無償とする。
- ③ 乗用伝票数量不足の際には、速やかに納入すること。
- ④ 使用された乗用伝票に基づき、請求書を毎月末日締めで作成し、利用した乗用伝票（又はそのコピー）を添付の上、提出可能なこと。

⑤ その他の要件については、「参加資格要件・仕様説明書」に記載する。

4. 手続き等

(1) 担当部署

〒612-8265 京都府京都市伏見区葭島渡場島町3-2

日本中央競馬会京都競馬場 Tel075-631-3131

担当者：総務課 村田・石山

(2) 参加意思表示書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和3年11月15日から令和3年11月26日までの水曜日～金曜日（除く事務所休務日・祝日）

時間：10：00～16：00（12：00～13：00を除く）

※担当者不在時は交付できない場合がある。

② 交付場所

上記(1)において手交する。郵送・FAX・メール送信等での交付は行わない。

(3) 参加意思表示書の提出期限及び場所

① 提出期限：令和3年11月26日16：00まで

② 提出場所：上記(1)の担当部署

③ 提出方法：下記資料を添付の上、持参すること。

④ 添付資料：

・企業概要

事業内容、従業員数、保有台数等がわかるパンフレット等

組合等団体については、団体の組織構成、事業内容がわかるもの

・参加資格確認書（写）

令和3-5年度日本中央競馬会の物品等調達に係る競争参加資格確認通知書

・国土交通省近畿運輸局の認可書（写）〔認可事業者に限る〕

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金（深夜早朝割増、迎車料金等の一切を含む）及び認可台数に関するもの

・見積書〔組合等団体に限る〕

組合等団体に所属する各認可事業者の運賃・料金（深夜早朝割増、迎車料金等の一切を含む）の内容が把握できるもの

・利用可能タクシー事業者一覧〔組合等団体に限る〕

組合等団体については、乗用伝票を利用できる各認可事業者の一覧

※各認可事業者の認可台数を併せて明記のこと

・その他

その他必要書類については、「参加資格要件・仕様説明書」に記載する

⑤ 審査結果の通知等：審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して担当部署から電話で通知する。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加意思表示書等の作成及び提出のための費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、上記4. (1)に同じ。